

# 高知大学学術研究推進機構規則

平成 22 年 6 月 1 日  
規 則 第 11 号

最終改正 平成 24 年 12 月 28 日規則第 50 号

## (設置)

第 1 条 高知大学（以下「本学」という。）に、国立大学法人高知大学組織規則第 29 条第 2 項の規定に基づき、高知大学学術研究推進機構（以下「機構」という。）を置く。

## (目的)

第 2 条 機構は、学長を研究代表者とする組織的な学術研究を推進することを目的とする。

## (業務)

第 3 条 機構は、次の業務を行う。

- (1) 競争的資金による大型研究プロジェクトの推進に関すること。
- (2) その他機構の業務に必要な事項に関すること。

2 前項第 1 号に規定する事業に関し必要な事項は、別に定める。

## (構成)

第 4 条 機構は、前条第 1 項第 1 号に規定するプロジェクト組織をもって構成する。

## (機構長)

第 5 条 機構に、機構長を置く。

2 機構長は、学長をもって充てる。

## (事務)

第 6 条 機構に関する事務は、研究国際部研究推進課において処理する。

## (雑則)

第 7 条 この規則に定めるほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日規則第 50 号）

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。